

条文	取組実績	取組に対する評価等	課題等
第1章 総則			
第2章 市民の権利及び責務等			
(地域コミュニティの役割等) 第7条 地域コミュニティは、様々な活動を通じて地域社会の発展に努めるものとする。 2 市民は、地域における相互扶助の精神に基づいて、地域コミュニティに加入し、その活動に参加するよう努めるものとする。 3 地域コミュニティは、その活動内容及び運営状況を明らかにすることにより、その活動について地域住民の理解及び共感を得られるよう努めるものとする。 4 地域コミュニティは、その活動を円滑に進めるため、地域住民の参加及び協力の機会を確保し、必要な環境づくりに努めるものとする。 5 市長等は、地域コミュニティを支援するとともに、その運営等について自主性を尊重しながら助言等を行うことができる。	【令和4年度～令和6年度】 ○自治会活動等推進事業による支援 自治会が自主的主体的に取り組む生活環境整備 (R4: 44件 / R5: 47件 / R6: 28件)  ○まちづくり活動推進事業による支援 (R4: 12団体 / R5: 14団体 / R6: 12団体)  ○周辺地域活性化対策事業による支援 (R4: 34件 / R5: 51件 / R6: 58件)	○自治会等が自主的主体的に取り組む生活環境整備事業に補助金を交付することで、防犯灯の設置や自治公民館の改修等が進み、地域の課題解決が図られ、快適なコミュニティづくりに寄与している。  ○地域住民が主体的に取り組む事業に対して補助金の交付を行い、地域の環境整備やコミュニティの活性化支援に取り組むことができた。	○課題については特にないが、今後も取組を継続して行う。
(子どもの権利等) 第8条 子どもは、まちづくりに参加する権利を有するものとする。 2 子どもは、それぞれの年齢に応じて、まちづくりに参加するよう努めるものとする。 3 市民及び地域コミュニティは、子どもが未来を担う大事な存在であることを認識し、地域における世代間交流や見守り活動等により、子どもの健全育成及び安全の確保に努めるものとする。 4 市長等は、子どもがまちづくりに関して自らの意見を表明できる環境の整備に努めるとともに、表明された意見をまちづくりに活用する仕組みの構築に努めるものとする。 5 市長等は、咸宜園教育の理念を生かすとともに、教育環境の充実等を図り、子どもの健全育成に努めるものとする。	【令和4年度～令和6年度】 ○「日田市と日田市内高等学校等との包括連携協定」を実施 『子どもの権利』として、子どもがまちづくりに参加する権利を有し、自らの意見を表明できることとしており、高校生など、若者の意見を聞く機会を設けるもの。また、市内高等学校等と日田市が相互に連携・協力する包括連携協定締結に向けての事前の取組として実施したもの。  ○子ども・子育て支援事業計画の策定及び進捗管理  ○地域子育て支援拠点事業の実施 丸の内、ひのくま子育て支援センター  ○放課後児童健全育成事業実施による放課後児童クラブに対する支援  ○子ども家庭総合支援拠点事業	○令和6年度については、教育分野への若者世代の意見反映のため、市長・教育長・市内高等学校等の生徒が参加し意見交換を行った。「日田市と日田市内高等学校等との包括連携協定」を締結し、市と市内高等学校等が互いに連携・協力するための環境を整備できた。子どもがまちづくりに参加するための条例推進に努めていく。  ○子ども・子育て支援事業計画の策定及び進捗管理 子ども・子育て会議を開催し、各教育・保育施設における利用定員の設定や家庭、学校及び地域の構成員が一体となって子育て支援の重要性に関心・理解を深めることができた。しかし、第3期子ども・子育て支援事業計画は必須項目のみの策定を行った。  ○地域子育て支援拠点事業の実施 丸の内、ひのくま子育て支援センター 子育て中の親子の交流や育児相談ができる場所を提供することで、子育て支援につながった。  ○放課後児童健全育成事業実施による放課後児童クラブに対する支援 児童クラブの運営の一元化に向けた取り組みを進め、令和6年11月から11か所の一括委託を開始した児童クラブについては、クラブの環境改善、保護者の負担軽減が図られた。  ○子ども家庭総合支援拠点事業 「子ども家庭相談室」に保健師3名、家庭相談員3名、母子・父子自立支援員2名を配置し、妊娠期から出産、育児に対する相談支援や、子育てに不安を抱える家庭やひとり親家庭に対する相談支援を行うことで支援体制の充実が図られた。	○「市民を主体としたまちづくり」の実現に向け、市民参画と市民協働によるまちづくりを推進している。令和6年度実施の市民意識調査では、「市政に関心がある市民」は約7割となっており、令和4年度調査の約6割から上昇したが、20代以下の世代では6割を下回っており、若い世代への市民参画と市民協働の意識醸成が必要となっている。今後も、「日田市と日田市内高等学校等との包括連携協定」に基づく意見交換会を実施するなど、子どものまちづくり参加に努めるとともに、若い世代が市政に関心を持てるような取組に検討する。  ○「第3期子ども・子育て支援事業計画」の進捗管理を行い、見込み量等の項目と現状の数値等の状況を把握する。また、計画の施策部分を令和7年度中に追加で作成し、改正版を策定する予定。 条文の見直し等は必要ないと考える。
○子どもの教育環境の充実 ・小学校施設整備推進事業の実施 ・中学校施設整備推進事業の実施 ・ICT教育環境整備事業の実施 小中学校の無線LAN環境整備、児童生徒用タブレット端末の整備等	○小・中学校の施設整備推進事業の実施により、安全・安心な教育施設環境の充実に寄与することができた。  ○ICT教育環境整備事業の実施により、学校の通信環境の改善が図られ、ICT機器を活用した学習環境の充実に寄与することができた。	○小中学校の施設整備について、今後の児童・生徒数の推移を考慮した計画的な施設整備を行う必要がある。 また、ICT機器を活用した授業の進展に対応するため、通信環境の改善とICT機器を適切な時期に更新し、教育環境の維持と充実を図る必要がある。	
○学校安全ボランティア（スクールガード）の委嘱による見守り活動の実施 (R4: 633名、 R5: 633名、 R6: 613名)	○学校安全ボランティア（スクールガード）については、全小中学校において委嘱を行い、登下校時の通学路やスクールバス乗降所等において、見守り活動や声かけにより、児童生徒の安全確保を行った。	○令和7年度の生徒指導協議会の活動から「ふれあい登校指導」は削除されたため、学校ごとに育友会やPTA、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）との連携強化が必要である。	
○小学校総合的な学習の実施 先哲に関する学習、農作業や栽培等の体験学習、高齢者や障がい者との交流、河川や原生林での自然体験等	○生徒指導協議会との連携並びに育友会やPTA、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の協力のもと、毎月第2火曜日にふれあい登校指導やあいさつ運動を実施した。	○保護者に対して、警察の「まもめーる」の登録率をあげるため、登録促進に関する情報提供を行う。	
○中学校総合的な学習の実施 自然体験、社会体験、グループ学習、高齢者や障がい者との交流、職場訪問、職場体験等	○警察や地域との連絡により、「こども連絡所」による安全確保の取組を行った。不審者情報や事件情報については、各小中学校による学校情報携帯メール配信システムや、警察の「まもめーる」を使った注意喚起を行った。  ○全小中学校において、「学校教育の方針」の中に「咸宜園教育の理念をいかした学校経営」を位置づけ、小・中学校総合的な学習の実施については、全小中学校の教育課程に、「郷土の先哲を学ぶ全体計画」を位置づけ、計画にもとづいて実施するなど、各学校の実態に応じて実施している。 小学校では、米作りや梨の受粉、地域の高齢者や福祉とそれに係る人、河川に住む水生生物や地域にある原生林等々を課題とした総合的な学習を実施している。 中学校では、人間と環境、文化、福祉、ボランティア、キャリアに係る職場体験、進路等々、生徒の興味関心も含めたテーマを設定し、探究活動に取り組んでいる。	○日田市自治条例の児童、生徒への周知  ○探究活動を実施するにあたり、当初の計画を変更する場合、予算変更の柔軟性（現在秋に1回）	
第3章 市議会の責務等			
第4章 市長及び職員の責務			
(市長の責務) 第11条 市長は、市民の負託に応え、本市の代表者として市民との対話を重視し、公正かつ誠実に市政を行わなければならない。 2 市長は、市の将来像及び政策等について市民に分かりやすく説明しなければならない。 3 市長は、指導力を最大限に發揮し、市政運営を行わなければならない。	【令和4年度～令和6年度】 ○市長が行った講話等（市民等と直接の意見交換を含むもの） 令和5年度 4件（うち市内1件、市外：日田市関係者3件） 令和6年度 16件（うち市内7件、市外：日田市関係者6件、府内内部3件） 【テーマ】 「子どもたちが世界に誇れるふるさと日田」を実現するために 「安心と未来への希望」を日田市につくるために 「若い世代が残れる・戻れる・住みたいまち」を目指して	○積極的に地域に出向き、市民との情報共有や地域からの声に耳を傾け、地域課題への意識の共有を図っている。	○講話依頼をする方法が案内文書しか方法がないため、インターネット上の申込フォームや市長があらかじめ確認したい共有項目などを整理し、市民が申込みやすい方法を検討する。

条文	取組実績	取組に対する評価等	課題等
(職員の責務) 第12条 職員は、市民全体のために働く者としての認識を持ち、法令等を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。 2 職員は、市民からの意見（不当要求等を除く。）に誠実に対応し、課題等の解決に取り組まなければならない。 3 職員は、知識の習得及び能力の向上に努め、市民の視点に立ち、意欲を持って職務に取り組まなければならない。 4 職員は、前3項に定めるもののほか、この条例に規定する市民としての責務を遵守しなければならない。	【令和4年度～令和6年度】 ○職員の政策形成能力等の向上を図る取組の実施 ・自主研究活動 (R4) 1件 / (R5) 1件 / (R6) 0件 ・職員提案制度 (R4) 53件 / (R5) 55件 / (R6) 42件	○職員の意識改革を図るために、自主研究活動や職員提案制度を運用することで業務改善が進んでいることから条例推進に寄与している。	○自主研究活動や職員提案制度については、今後も継続的な制度の見直しが必要である。
第5章 市政運営			
(計画的な市政運営) 第13条 市長等は、計画的な市政運営を行うため、市の最上位計画である総合計画及び各行政分野における基本的な計画を策定するものとする。 2 市長等は、前項に規定する基本的な計画を策定するときは、総合計画との整合性に配慮するとともに、関連する他の基本的な計画との調整を図るものとする。 3 市長等は、総合計画等の内容及び進捗状況に関する情報を市民に分かりやすく公表するものとする。 4 市長等は、市民参画の機会を設け、総合計画等の策定及び改定を行うものとする。 5 市長等は、総合計画等について、社会情勢の変化に対応できるよう、常に検討を加えるとともに、必要に応じて見直すものとする。	【令和4年度～令和6年度】 ○第6次日田市総合計画第3期基本計画策定 ・市民意識調査の実施 ・市民まちづくり集会の開催 ・高校生との意見交換会の開催 ○行政評価（施策評価、事業事業評価）による進捗管理及び評価の公表	○条例の規定のとおり、市民参画の機会を設け、第3期基本計画を策定することができた。また、総合計画の進捗管理についても、行政評価によりを行い、ホームページにて公開していくことから条例を推進することができた。	○総合計画の内容及び進捗状況に関する情報について、より市民に分かりやすく公表する方法の検討が課題である。
(政策法務) 第14条 市長等は、行政課題に対応した自主的な政策等を実行するため、地方自治の本旨に基づいて法令を解釈し、及び運用するとともに、主体的かつ積極的に条例等を立案するよう努めなければならない。 2 市民は、前項の規定による政策法務の取組について、必要な意見を述べることができる。	【令和4年度～令和6年度】 ○法制執務研修の実施 (テーマ) ・令和4年度「改正個人情報保護法」（参加者78名） ・令和5年度「地方公共団体における契約制度」（参加者90名） ・平成6年度「行政法基礎及び地方自治法研修」（参加者232名）	○研修の実施により、法制執務に関する基礎的な事項を学習できたとともに、職員の意識向上を図ることができた。	○条例等の立案能力は一朝一夕で身に付くものでは無いことから、研修の実施により、継続して能力及び意識向上に努める必要がある。
(財政運営) 第15条 市長等は、中長期的な財政の見通しを踏まえ、政策相互の連携を図りながら効果的かつ効率的な財政運営に努めなければならない。 2 市長等は、創意工夫による経費節減等に努めることで、行財政改革に取り組まなければならない。ただし、行政サービスの低下を招かないよう十分留意するものとする。 3 市長等は、市が保有する財産を適正に管理し、効率的な運用を図らなければならない。 4 市長等は、予算及び決算その他の市の財政に関する情報を市民に分かりやすく公表するよう努めなければならない。	【令和4年度～令和6年度】 ○財政推計の見直し（毎年度）  ○公有財産の活用（土地建物の貸付及び土地売払い收入） R4：土地貸付7,815,220円、建物貸付1,001,079円、土地売却104,049,345円 計112,865,644円 R5：土地貸付9,238,932円、建物貸付923,520円、土地売却23,495,026円 計33,657,478円 R6：土地貸付9,711,652円、建物貸付911,433円、土地売却7,999,780円 計18,622,865円  ○財政状況の公表 広報ひた掲載（当初予算、決算、財政推計 年3回） 市HP掲載（予算、決算、財政推計、統一的な基準による財務書類 等）  ○第5次行政改革大綱及び第2期・第3期実行プランに基づく進捗管理 ・日田市行政改革推進本部、日田市行政改革推進委員会の開催  ・令和4年度評価対象取組数 実施64 達成5 一部実施4 未実施1 未達成5 ・令和5年度評価対象取組数 実施56 達成5 一部実施6 未実施1 未達成6 ・令和6年度評価対象取組数 実施53 達成4 一部実施4 未実施4 未達成3	○財政推計については、人口減少による地方交付税等の歳入への影響や、ハード事業をはじめとした今後の財政需要に留意しながら中長期的な視点による作成を行い、財政状況の分析及び認識共有のためのツールとして、また、予算編成や各種施策を進める際の財源の目安とすることにより、効率的な財政運営に努めている。  ○市有財産の売払いについては、売払い地への看板の設置や、住宅メーカーへ分譲地情報の提供を行ったことにより、土地開発公社から引き継いだ分譲地（3区画）の売却ができた。  ○財政状況については、広報紙などを活用し、その年度の特徴を簡潔に伝えるとともに、グラフを用いたり用語の説明を記載し、分かりやすい公表に努めている。  ○行政改革に取り組むにあたって実行プランを作成し進捗管理を行うことで、条例の推進を図ることができた。	○条文等の改正は必要ないが、今後においても、中長期的な地方交付税等の動向、財政需要を把握し、財政推計の適宜見直しと活用により、将来収支の見通しを踏まえた持続可能な財政運営を行っていく。  ○市有財産の貸付・売払を推進するために市報やホームページ等での積極的な広報を実施してはいるが、さらに多くの方に情報を周知するには民間が運営するウェブサイトへの掲載なども今後模索していく。  ○行政改革の取組については、引き続き、行政改革推進本部及び行政改革推進委員会を開催しながら進捗管理を行っていきつつ、より現状に適した取り組み方を検討していく。
(組織及び人事政策) 第16条 市長等は、社会情勢及び行政需要等の変化に対応できるよう組織の見直しを行うとともに、重要な政策課題については、組織横断的に柔軟な対応を図るよう努めなければならない。 2 市長等は、職員の能力及び組織力が最大限に発揮できるよう、効果的かつ計画的な職員の採用及び人材育成並びに適切な職員の配置等、適正な人事政策の運用に努めなければならない。 3 市長等は、人事政策に当たっては、市民との信頼関係及び行政サービスの維持向上に配慮しなければならない。	【令和4年度～令和6年度】 ○組織見直しの実施、組織の連携  ○計画的な職員の採用  ○計画的な研修の実施	○各部課所に対して調査及びヒアリングを定期に実施し、組織の見直しを行うとともに、重要な政策課題については必要に応じてプロジェクトチームを設置し、組織横断的に取り組むことにより、効果的な組織運営が図られた。  ○定員管理方針に基づき職員採用を行うとともに、定年年齢の延長という公務員制度の大きな見直しを受け、定員管理方針の見直しを行ったことにより、計画的な職員の採用を図ることができた。  ○研修基本計画を策定し、同計画に基づき研修を実施することにより、人材育成につなげることができた。	○行政需要の変化に対応できるよう、隨時組織の見直しを行う必要がある。  ○計画的に多業種の職員を採用することができるよう、採用試験の内容や周知方法を検討していく必要がある。  ○人材育成基本方針に定める目標すべき人材像を目標とし、各種研修を実施しながら職員の育成に取り組む必要がある。
(行政評価) 第17条 市長等は、市政に関する説明責任を果たし、効果的かつ効率的な行政運営を図るために、行政評価を実施しなければならない。この場合において、行政評価は、市民等の視点を取り入れるよう努めなければならない。 2 市長等は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表し、市民の意見を求めるとともに、その結果を適切に施策等に反映せるものとする。 3 職員は、効率的な行政サービスを提供するため、行政評価等を通じて事業事業等の改善に努めなければならない。	【令和4年度～令和6年度】 ○第6次日田市総合計画第2期基本計画113主要施策の施策評価を実施	○行政評価についてはホームページで公表するとともに、意見提案様式により市民の意見を求める仕組みを構築していることから、条例の推進に寄与している。	○行政評価についてはホームページで公表するとともに、意見提案様式により市民の意見を求める仕組みを構築しているが、意見提案様式による提出がないため、現在は、市民意識調査を利用して行政評価における市民等の視点を取り入れているが、事業内容ではなく施策名で判断してもらっている状況。行政内部の視点だけでは気づきにくいこともあるため、市民等の外部の視点を取り入れる手法について、検討が必要。

条文	取組実績	取組に対する評価等	課題等
(附属機関等) 第18条 市長等は、附属機関等の委員を選任するときは、原則としてその全部又は一部を市民からの公募等により行うものとする。 2 市長等は、前項の公募等を行うときは、男女比率、年齢構成、地域構成等を考慮し、市民の多様な意見が反映されるよう努めなければならない。 3 市長等は、原則として附属機関等の会議を公開するとともに、会議録及び資料を公表するものとする。	【令和4年度～令和6年度】 ○日田市総合計画審議会、定住自立圏共生ビジョン懇談会委員選定	○委員選任にあたって公募や無作為抽出方法までできていない。	○各種委員会・審議会等委員の女性登用状況について、「第3期日田市男女共同参画基本計画」では、令和7年度までに35%に達するよう目標を設定しているが、令和6年度の女性委員の登用比率は30.7%となっており、目標達成に及ばない状況となっている。委員の選任について、女性の登用を推進し、各種委員会において多様な意見が反映されるよう取り組む必要がある。 ・女性の登用比率の推移 (令和元年度：30.2%、令和2年度28.2%、令和3年度28.0%、令和4年度25.9%、令和5年度26.0%)
(情報の公開及び管理等) 第19条 市長等は、公正で開かれた市政の推進を図るため、市が保有する情報を別に条例で定めるところにより公開するとともに、市民に積極的に情報提供するよう努めなければならない。 2 市長等は、市が保有する情報が市民との共有財産であるとの認識に立ち、適切に情報公開及び情報提供ができるよう組織的に管理しなければならない。 3 市長等は、個人の権利利益を保護するため、市が保有する個人情報を法令等の定めるところにより適正に取り扱わなければならぬ。	【令和4年度～令和6年度】 情報公開及び個人情報開示請求件数 令和4年度 50件（公文書公開請求32件、個人情報開示請求18件） 令和5年度 95件（公文書公開請求71件、個人情報開示請求24件） 令和6年度 120件（公文書公開請求77件、個人情報開示請求43件）	個人情報の保護に関する法律及び市条例に基づき、適正に処理を行っている。 ○日田市個人情報の保護に関する法律施行条例 日田市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則 日田市個人情報保護事務取扱要綱 日田市個人情報の取扱いに関する管理規程 ○日田市情報公開条例 日田市情報公開条例施行規則 日田市公文書公開事務取扱要綱 ○日田市情報公開・個人情報保護審査会条例	○個人情報については、令和5年4月1日、改正個人情報保護法が施行されたことに伴い、これまで国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体等において別々の法律、条例によって運用されてきた取扱いが、同法の規定によって統一的に取り扱われることとなり、本市においても同法に基づく運用を開始した。同法については、国において制度改正の必要性等に係る3年毎に見直しが行われているため、この動向を注視しながら、必要に応じて条文の見直し等に適切に対応していく必要がある。 また、情報公開についても、国の情報公開法の改正の動き等について動向を注視しながら、必要に応じて条文の見直し等に適切に対応していく必要がある。
(パブリックコメント手続) 第20条 市長等は、市政に係る重要な政策等を定めるときは、別に定めるところにより事前にその案及び論点を明確にした資料等を公表し、市民の意見を求めるものとする。 2 市長等は、前項の規定により提出された意見を踏まえて政策等を定めるとともに、提出された意見の取扱いの結果及びその理由を公表するものとする。	【令和4年度～令和6年度】 ○パブリックコメント（意見提出手続要綱）の実施 ・令和4年度：7件実施（全体で60件の意見提出あり） ・令和5年度：15件実施（全体で25件の意見提出あり） ・令和6年度：9件実施（全体で167件の意見提出あり）	○条例に規定されている「政策等決定前の資料公表」や「提出意見の取扱い結果の公表」を実施できていることから、条例推進が図られている。	○日田市意見提出手続要綱に基づき、適切にパブリックコメントを実施しているため、特に課題等はないもの。
第6章 市民参画及び協働			
(市民参画) 第21条 市長等は、市政に関する計画又は政策の立案の段階から、公正かつ透明な市民参画の機会を積極的に創出し、市民の意見が市政運営に適切に反映されるよう努めなければならない。 2 市長等は、市民に対し、市民参画を有意義なものにするために必要な資料等を提供しなければならない。 3 市長等は、前2項に規定するもののほか、市民の意見、要望及び提案を受け付けるとともに、意見等に対する処理の結果を明らかにするなど、誠実に対応するものとする。	【令和4年度～令和6年度】 ○各種団体からの要望について、内容及び回答を市ホームページで公表 ○市民意識調査の実施	○各種団体からの要望に対して、「要望内容」、「回答内容」、「回答後の具体的な対応」についてホームページで公表することで透明性の確保ができた。 また、2年ごとに市民意識調査を実施することで、市民参画の手法に関する行政側の想いと市民側の想いの差を確認することができた。	○令和4年度、令和6年度で実施した市民意識調査結果において、「市政への参画機会」の質問において、「アンケートへの回答を通じた参画」が「参画したくない」に次いで高かったことから、アンケート調査を行うことや、調査の手法についてもWEBを利用するなどの検討が必要。
(協働) 第22条 市民、地域コミュニティ並びに市議会及び市長等は、協働してまちづくりの推進に取り組まなければならない。 2 市長等は、まちづくりの推進を目的として主体的に活動する市民及び地域コミュニティに対し支援を行う際には、適切かつ効果的なものになるよう努めるものとする。	【令和4年度～令和6年度】 ○市民サービス協働事業の実施 NPOとの協働による委託事業 ○まちづくり活動推進事業の実施 NPOが主体的に企画実施する事業への補助 ○周辺地域活性化対策事業の実施 振興局等管内の対象団体が実施する地域活性事業への補助	○NPOの持つ専門性やアイディア等を生かした事業を協働担当課と実施することができ、NPOの活動の促進を図ることができた。 市民が主体となって実施するまちづくり活動を支援し、地域活動の活性化につなげることができた。	○課題については特にないが、今後も取組を継続して行う。
(自然環境、歴史及び文化的保全等) 第23条 市民、市議会及び市長等は、本市の財産である先人が守り育ててきた素晴らしい自然環境、歴史及び文化を保全し、活用し、及び次の世代に引き継ぐよう努めなければならない。	【令和4年度～令和6年度】 ○ひた市民環境会議の運営 環境講座、健康福祉まつり参加、展示 エネルギー部会とごみ・リサイクル・景観部会による啓発活動 ○自然環境調査の実施及び展示 天瀬地区の自然環境の展示 天瀬地区の自然環境調査報告書発行 ○有形、無形文化財保存継承のための各団体への補助の実施 (鵜飼、豆田伝建地区等) ○各種講座や発掘調査成果の公開展示の実施。	○ひた市民環境会議は、2部会が月1回の例会及び市民対象の環境講演会、観光祭や健康福祉まつりなどのイベントにおける環境啓発活動などを行った。 また令和5年度に中間見直しを行った第3次環境基本計画において、水と緑の再生を通じて水が生まれ緑が育つまち「水郷ひた」を創造し、施策の立案や推進に対して市民・事業者・行政の各主体が協働で取り組む。 ○自然環境調査を実施することにより、日田市内の豊かな自然環境を記録し、次世代に残すことができた。また、自然環境調査報告書を発行し、調査成果をわかりやすく解説した展示会を開催したことで、先人が守り育ててきた豊かな自然を再発見し、その魅力を伝えることができた。 ○有形文化財の所有者や無形文化財等の保持団体・保存団体に対し、管理や活動等の費用の一部を助成することにより、保存と継承を図ることができた。また、豆田町伝統的建造物群保存地区においては、建造物の所有者に対し、その修理にかかる費用の一部を助成することで、保存、継承が図られたとともに、町並みの景観保全、観光振興にも寄与できた。 ○古文書入門講座や考古学講座のほか、発掘調査成果の公開により、本市の文化財について、普及啓発を図ることができた。	○ひた市民環境会議には、平成13年の設立当初は4部会で100人を超える会員が登録していたが、現在は2部会で30名程度と減少しており、新規会員の入会もほとんどないことから、会員は固定化し高齢化が進んでいている。活動についてもマンネリ化してきており、各部会の活性化及び持続性といった課題を抱えている。 ○令和5年度に市内全域の自然環境調査は一通り終了したことから、今後は調査の成果を活用して、豊かな自然環境が果たす公益的役割の大切さを市民に伝える普及啓発活動を実施し、次世代に日田市の自然環境や歴史、文化を継承していく必要がある。 ○有形文化財のうち、建造物については日常的な維持管理の経費負担が大きい。また、無形文化財等については、担い手や後継者の確保が課題となっていることから、引き継ぎ助成を行っていくことで、文化財の適切な保存措置を講じるとともに、「日田市文化財保存活用地域計画」に基づき、地域縦がかりで、文化財の保存継承に努める。 ○本市に所在する貴重な文化財を後世に伝えていくために、幅広い年代層に興味や関心を持ってもらうことが必要になることから、今後も各種講座や展示会、説明会等を継続的に開催していく。

条文	取組実績	取組に対する評価等	課題等
(地域課題) 第24条 市長等は、各地域が抱える課題を把握し、その課題が市全体の共通の課題であることを市民が認識できるよう、情報提供に努めなければならない。 2 小規模集落等（戸数の減少及び高齢化が著しい集落及び当該集落に準じるもの）の住民は、地域内で協力するとともに、周辺地域との連携により、地域課題の解決に取り組むよう努めるものとする。 3 市長等は、小規模集落等において市民が主体的に行う地域活動に配慮するとともに、その活動が困難な場合においては、必要に応じて、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。 4 市長等は、住民自治組織（小規模集落等において地域課題の解決を目的として、地域住民が自ら組織した団体をいう。）が主体的に行う地域活動の円滑な推進を図るため、必要に応じて、適切な支援を行うものとする。	【令和4年度～令和6年度】 ○住民自治組織に対する支援を実施（中津江、上津江、大山）  ○集落支援員を各地域に配置 （天瀬、大山、前津江、中津江、大鶴、夜明、東有田）  ○小規模集落等の活性化の取組を支援（里の暮らし支援事業）	○住民自治組織は人口減少や高齢化などにより地域課題が多様化する中、住民自らの意思と活動により安心して暮らせる地域づくりに向けた取組が図られている。  ○集落支援員は地域の見守りを行うことで、地域課題の掘り起こし、課題の解決が図られている。	○市民全体で共通の地域課題として認識する必要がある。 ○住民主体による活動への理解が必要である。 ○住民自治組織、集落支援員ともに活動等に対する住民の理解が必要である。
(住民投票) 第25条 市長は、市政に係る特に重要な事項について、次の各号のいずれかに該当するときは、住民投票を行うことができる。 (1) 住民が必要な手続を経て、住民投票の請求をしたとき。 (2) 議員が住民投票の実施を提案し、市議会がこれを認めたとき。 (3) 市長が自ら、住民投票が必要であると判断したとき。 2 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重するものとする。 3 前2項に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項は、別に条例で定めるところによる。	【令和4年度～令和6年度】 ○他市における住民投票制度や住民投票事例の情報収集	○社会情勢や他自治体の住民投票の実例を鑑みると、早急に住民投票条例を制定しなければならない状況にないことから、他市における住民投票制度や住民投票事例の情報収集は妥当であると考える。	○住民投票制度について、常設型の住民投票条例を制定している自治体の運用面での課題分析が必要である。
(危機管理) 第26条 市長等は、市民及び旅行者等の安全及び安心を確保し、災害等の発生時に適かつ迅速に対処するため、危機管理体制を整備しておかなければならぬ。 2 市長等は、災害等の発生時において、市民及び旅行者等の生命、身体及び財産の安全を確保するため、市民、地域コミュニティ、社会福祉協議会等の関係機関並びに他の自治体及び国と相互に連携し、及び協力しなければならない。 3 市民は、日頃から災害等の発生に備えるとともに、災害等の発生時には、自らの安全を確保するよう努めなければならない。 4 地域コミュニティは、日頃から地域における防災体制を整え、防災訓練等を行うとともに、災害等の発生時には、地域の中で互いに協力して対処するよう努めるものとする。	【令和4年度～令和6年度】 ○九州北部豪雨等の災害対応に関する検証会議の開催  ○自主防災組織の支援  ○防災士の養成や防災士のスキルアップの実施  ○280MHz帯防災行政無線システムによる戸別受信機の配備	○豪雨災害等の検証により、日田市地域防災計画や災害体制の拡充を行った。  ○自衛隊、消防、警察、県、社会福祉協議会等の各機関や自治会等と合同防災訓練を実施し、災害時の相互の連携や住民の避難行動を確認した。  ○自主防災組織活性化事業や防災訓練等を通じて、自主防災組織への支援を行い、防災体制の拡充を図った。  ○新規の防災士養成やスキルアップ研修を実施することで、防災体制、防災訓練の充実・強化につながった。  ○280MHz帯防災行政無線システムの導入と個別受信機を配備することで、避難情報等の防災情報の確実な伝達が可能となり、市民による災害の備えや、早めの避難につながった。	○災害に対する備えやハザードマップによる危険個所の確認等により、「自らの命は自らが守る」という自助の意識向上や、自主防災組織や防災士等による共助の取組をさらに進めていく必要がある。  ○迅速で確実な情報伝達を拡充していくため、280MHz帯防災行政無線個別受信機の各世帯への設置について、広報や自治会等の協力を得ながら、未設置世帯へ設置の勧奨を行っていく必要がある。
第7章 連携			
(市内外の人々との交流及び連携) 第27条 市民、市議会及び市長等は、市内外の人々との交流及び連携がまちづくりに重要であることを認識し、得られた知識及び意見等をまちづくりに活用するよう努めるものとする。 2 市民、市議会及び市長等は、地域の素晴らしい自然、歴史、文化などの情報を、市内外の人々に積極的に発信するよう努めるものとする。	【令和4年度～令和6年度】 ○鹿児島県屋久島町（友好交流協定締結都市）との交流 ・屋久島ふるさと産業祭りへの日田市関係者の参加（R4～中止、R5～9名、R6～8名） ・天領まつりへの屋久島町関係者の参加（R4～10名、R5～10名、R6～11名）  ○青森県弘前市との交流 ・コロナ禍以降、直接的な交流は行っていないが、毎年「天領まつり」に合わせて「ねぶた祭」に欠くことができない「金魚ねぶた」を送っていただくなど交流を続けている。  ○市及び観光協会のホームページ、SNSによる情報発信（随時更新）  ○通年型観光パンフレットの発行配布  ○イベント等への参加による情報の発信  ○日田産農作物の認知度の向上とファンの獲得を目的とした、トップセールスの実施  ○熊本空港到着ロビーでのPR動画の放映と観光パンフレットの配置  ○JR九州の主要駅での祭りポスターの掲示  ○市民や筑後川下流域住民の参加による森づくり大会の実施 参加人数：(R4) 201人 / (R5) 248人 / (R6) 中止（台風接近のため）  ○森林資源を活用した「天領日田トレイル駅伝大会」の実施（R4） 参加人数：(R4) 68人	○相互に祭りへ参加することで、意見交換や親睦を深めることができていることから、条例推進に寄与できている。  ○各種メディアやホームページ、SNS、パンフレット等、様々な媒体を活用し、ひたの多面的な魅力を積極的に発信することで、条例の推進に寄与できている。  ○森づくりは下流域住民の意識の醸成と協力が不可欠であることから、多くの下流域住民（福岡圏域）の参加があり、また、日田市民との交流も図られた。また、参加者へのアンケート調査を実施し、改善に努めるとともに、行事終了後には参加者が市内散策（観光）を行うなど、条例の推進に寄与できている。	○交流によって得られた知識や意見等を本市のまちづくりに活用するという意識を持って業務にあたることが必要である。  ○国内外の旅行者が求める情報を、適切な媒体を活用し、効果的なタイミングで発信するとともに、情報の更なる充実を図っていく必要がある。  ○積極的な交流は図られているものの、もっと連携した取り組みを図る必要がある。

条文	取組実績	取組に対する評価等	課題等
(他の自治体及び国等との連携) 第28条 市議会及び市長等は、広域的な課題を解決し、又はまちづくりの推進を図るため、他の自治体及び国並びにその他必要と認める団体等との積極的な連携に努めなければならない。	【令和4年度～令和6年度】 ○筑後川上流ネット会議への参加  ○大山ダム上下流交流事業の実施  ○福岡都市圏住民との交流として200海里の森づくり事業の実施  ○かっぱりんぐ実施（上津江町と糸島地域との交流）	○筑後川上流域の自治体及び民間の環境団体で構成する上流ネット会議へ参加し、上流自治体や関係団体と情報共有を行うことで河川環境の向上に向けた連携強化を図ることができた。  ○筑後川下流域の住民と市民の交流事業を通じて、森と水の関わりや水源林の重要性を学び交流を図ることで、環境意識の熟成と相互理解を深めることができた。	○河川環境及び清流保全に努めるため、筑後川上流域の自治体や関係団体と情報共有を行うなど連携強化に努め河川環境等の改善に向け必要に応じて具体的な対策を求めていく必要がある。  ○日田市の約8割を占める森林は、筑後川の上流域として豊富な水資源を育んでおり、その水は、下流域である福岡県の重要な水がめとして、また、有明海の豊富な水を育むなど、流域の住民にとって重要な役割を果たしている。そのため、引き続き、森と水の関わりやその重要性を上下流域住民とともに学び交流を図ることで、環境意識の醸成と相互理解に努めていく必要がある。
第8章 条例の見直し			
(条例の見直し) 第29条 市長は、この条例が市民を主体としたまちづくりの実現に寄与しているかについて検証し、市民参画による検討を施行の日から4年を超えない期間ごとに行うものとする。 2 市長は、前項に規定する市民参画による検討の結果を受けて、この条例の見直しが適当であると認めるときは、必要な措置を講ずるものとする。	【令和4年度～令和6年度】 ○行政評価の実施	○行政評価の実施により、検証用資料の参考にすることができた。	○条例逐条解説において「行政評価の結果を用いて検証する」とされているが、行政評価調書では予算事業以外の取組の把握が困難なものもある。 条文の改正までは必要ないものの、条例運用の参考となる「逐条解説」の改正を検討する必要がある。

自治基本条例内部検証資料（別紙）\_【R3見直し検討委員会での指摘事項に対する取組】

条文	R3見直し時の改善等指摘等	取組実績	今後の方向性等	
第2章 市民の権利及び責務等	<p>（地域コミュニティの役割等） 第7条 地域コミュニティは、様々な活動を通じて地域社会の発展に努めるものとする。</p> <p>2 市民は、地域における相互扶助の精神に基づいて、地域コミュニティに加入し、その活動に参加するよう努めるものとする。</p> <p>3 地域コミュニティは、その活動内容及び運営状況を明らかにすることにより、その活動について地域住民の理解及び共感を得られるよう努めるものとする。</p> <p>4 地域コミュニティは、その活動を円滑に進めるため、地域住民の参加及び協力の機会を確保し、必要な環境づくりに努めるものとする。</p> <p>5 市長等は、地域コミュニティを支援するとともに、その運営等について自主性を尊重しながら助言等を行うことができる。</p>	<p>【令和4年度～令和6年度】 ●【指摘の内容】 地域コミュニティの活動を円滑に進めるため、多様な参加機会の確保に繋がる取組を求める。</p> <p>【検討委員会が想定する対応】 多様な参加機会の確保として、地域の会合にオンラインでも参加できるなど、地域の活動に参加しやすい雰囲気作りに努める趣旨を条例逐条解説に追加する。</p> <p>●【指摘の内容】 地域の自主性を尊重した人づくり、リーダーズづくりの取組を求める。</p> <p>●【指摘の内容】 地域団体等の狙い手不足対策の検討を求める。</p>	<p>●条例逐条解説の修正 第7条（地域コミュニティの役割等）に多様な参加機会の確保として、「新型コロナウイルス感染症を契機とするデジタル化の進展など、社会情勢が大きく変化していることから、地域コミュニティにおいても、地域の会合にオンラインで参加できるなど、新たな取組として様々な工夫や多様な考え方方が重要です。」という記載を追加。</p> <p>●住民自治組織の活動においては、地域課題の解決に向け、住民自らが企画から運営までを行っており、住民が主体となって協議し、活動することを積み重ねることで、企画力や問題解決力、対応力などが備わっていくものであると考えていることから、住民自治組織活動に携わることが地域のリーダーとなる人材の育成につながっていると考えている。</p> <p>●改めて自分の住む地域の課題を考え、住民主体のまちづくりの重要性や必要性を学ぶことで、市民参画につながる人材の育成が図られていると考えている。</p>	<p>●今後も人材の育成に向か、住民が主体となって協議し、活動できるように住民自治組織活動への支援に努める。</p>
第6章 市民参画及び協働	<p>（市民参画） 第21条 市長等は、市政に関する計画又は政策の立案の段階から、公正かつ透明な市民参画の機会を積極的に創出し、市民の意見が市政運営に適切に反映されるよう努めなければならない。</p> <p>2 市長等は、市民に対し、市民参画を有意義なものにするために必要な資料等を提供しなければならない。</p> <p>3 市長等は、前2項に規定するもののほか、市民の意見、要望及び提案を受け付けるとともに、意見等に対する処理の結果を明らかにするなど、誠実に対応するものとする。</p>	<p>【令和4年度～令和6年度】 ●【指摘の内容】 市民参画を進めるための多様な開催方法の検討を求める。</p> <p>【検討委員会が想定する対応】 土日祝日開催、平日夜間の開催、オンライン方式の開催を行う。</p> <p>【検討の対象とした理由】 新型コロナウイルス感染症の影響で対面方式による会合等の市民参画が難しい状況であると考える。誰もが参加しやすくなるよう、開催時間帯や対面方式以外の開催方法の検討が必要である。</p>	<p>●「市民まちづくり集会」について、感染症対策や、若者や子育て世代の方々が自宅から気軽に参加できるようにWeb会議ツール（Zoom）を使ったオンライン形式で開催（R4）（企画課）</p> <p>●「市民まちづくり集会」について、土日の昼間に開催（R4、R5）（企画課）</p> <p>●市民活動人材育成講座について、平日の夜間や土日の昼間に開催（R4、R5、R6）（地域振興課）</p> <p>●ひた市民環境会議のうち、エネルギー部会の例会を平日夜間に開催（環境課）</p> <p>●子どもから大人まで参加できる環境講演会を土曜日に開催（環境課）</p> <p>●「地元連絡協議会」の開催については、市側が一方的に開催日時を決めずに、地元代表者と相談し、参加しやすい日時を決めた。（R4、R5、R6）（清掃センター）</p> <p>●「市民参加の森づくり大会」及び「木と暮らしのフェア」において、多くの市民が参加できるよう、休日の開催を実施した。また、コロナ禍においては、参加者の体調管理や密を避けるよう取り組んだ。（林業振興課）</p> <p>●学校運営協議会の理解を深めるため、全委員を対象として、市教委主催の「学校運営協議会研修」をオンライン方式で行った。（R6、R7）</p> <p>●各学校で行われる学校運営協議会を紙面で行う場合もあった。（R5、R6）（学校教育課）</p> <p>●保護者代表の参加する学校給食検討会議の開催時間を平日の16時に設定。（会議には教職員も参加するため、働き方改革の観点から土日祝日・平日夜間の開催については未実施）（学校給食課）</p>	<p>●「市民まちづくり集会」から事業内容の見直し、市民が気軽に参加できる方法や、若い世代をはじめ、幅広い世代を対象とした市民参画の機会の創出に努める。（企画課）</p> <p>●市民活動人材育成講座の開催日時について、土日の昼間に開催する。（地域振興課）</p> <p>●幅広い世代を対象とした市民参画の機会の創出のため、開催時間帯等、柔軟に対応できるよう努める。（環境課）</p> <p>●「地元連絡協議会」の開催については、今後も、地元代表者と開催日時を相談し、参加しやすい日時を決める。（清掃センター）</p> <p>●「市民参加の森づくり大会」については、幅広い世代でも対応できるよう、現地の安全な整備や下流域住民との交流の機会の創出に努める。</p> <p>●「木と暮らしのフェア」については、より多くの市民に対して林業・木材産業への興味関心を深めていただけるよう、市民が気軽に参加できる工夫や様々なイベント企画の創出に努める。（林業振興課）</p> <p>●各校のHPに学校運営協議会の活動を掲載し、活動の理解を深めたり、広めたりすることで、参画を促す。（学校教育課）</p> <p>●学校給食検討会議は保護者・教職員の代表のみの参加のため、参加者以外からの献立に関する意見を聴取できるよう、電子申請を活用した意見募集を継続して実施する。</p> <p>●学校給食センターの見学および給食の試食について、保護者の受け入れを行い、実際の試食を通じた意見の聴取を引き続き実施する。（学校給食課）</p>
その他	<p>※条文外 自治基本条例の市民への浸透活動</p>	<p>●【指摘の内容】 自治基本条例の市民への浸透目的として、更なる取組の充実を求める。</p>	<p>【取組（実績）】 広報ひたに記事を掲載 (令和4年度)・1月1日号 身近なまちづくり活動 (令和5年度)・4月1日号 市民まちづくり集会 ・7月1日号 市民意識調査 ・10月1日号 文化財保存活用地域計画ワークショップの紹介 ・2月1日号 市民サービス協働事業「前津江町関係人口創出事業」 (令和6年度)・6月1日号 日田市立中学校共通制服 ・9月1日号 吹上町自主防災組織 ・3月1日号 市内高等学校等との包括連携協定 (令和7年度)・6月号 市民意識調査 ・9月号 自治基本条例見直しに関するアンケート調査</p>	<p>●広報ひたに記事を掲載 今後も引き続き、市民参画の実例を紹介し、身近なまちづくり活動が、協働の取組につながっていくことの周知を行う。</p>